

日常生活支援総合事業
第1号通所事業(通所介護相当サービス)契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
主たる事務所の所在地	〒 738 - 0031 広島県廿日市市原10362番地の2
代表者(職名・氏名)	理事長 西嶋 佳弘
設立年月日	1967(昭和42)年3月28日
電話番号	0829-38-0011

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターかりん	
サービスの種類	第1号通所事業(通所介護相当サービス)	
事業所の所在地	〒 733 - 0025 広島市西区小河南町1丁目13番3号	
電話番号	082-232-4274	
管理者名	須佐美 愛子	
指定年月日・事業所番号	2018年 4月 1日 指定	3470201025
実施単位・利用定員	1単位	定員32人
通常の事業の実施地域	広島市 西区・中区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者及びその家族の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業(通所介護相当サービス)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日まで 但し、5月3日～5日、お盆(8月14日、15日)、年末年始(12月30日～1月3日)、3月31日(但し、3月31日が日曜の場合前日)を除く
営業時間	午前8時15分 ～ 午後17時45分まで
サービス提供時間	午前9時00分 ～ 午後16時01分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数
生活相談員	常 勤 3 名 (うち1名は管理者、うち2名は介護職員兼務)
看護職員	非常勤 4 名 (うち1名は機能訓練指導員を兼務)
介護職員	17名以上 (常勤専従1名、常勤 2名は生活相談員兼務、非常勤 14名 以上)
機能訓練指導員	1名 (非常勤、看護職員が兼務)

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	須佐美 愛子
--------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業(通所介護相当サービス)の利用料・・・基本部分、加算部分の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者の 要介護度	基本単位	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1 要支援2(週1回程度)	1,798 単位 (1月につき)	1,879 円	3,758 円	5,637 円
要支援2(週2回程度)	3,621 単位 (1月につき)	3,784 円	7,568 円	11,352 円

上記の基本利用料は、広島市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、法改正等で金額が改定された場合は広島市が定める額に準じます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

月途中の契約及び解除に該当する場合、日割りで算定する。

・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。

※サービス算定対象期間

月途中契約の場合・・・起算日(契約日)から月末までの期間。

月途中解約の場合・・・月初から起算日(契約解除の翌日)までの期間。

【加算部分】

上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		基本単位	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)※	事業対象者・要支援1 要支援2(週1回程度)	88 単位/月	92 円	184 円	276 円
	要支援2(週2回程度)	176 単位/月	184 円	368 円	552 円
送迎未実施減算(片 道)	事業対象者・要支援1 要支援2(週1回程度) ※上限 8回	-47 単位/回	-50 円	-99 円	-148 円
	要支援2(週2回程度) ※上限 16回				
科学的介護 推進体制加算	当該加算の算定要件を 満たす場合	40 単位/月	42 円	84 円	125 円
介護職員 処遇改善加算Ⅰロ ※		上記基本部分の 12%			

(注1)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注3)上記料金はおおよその額となります。

(2)その他の費用

食 費	食事の提供をする場合、1食につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供をする場合、1回につき100円の実費をいただきます。
洗濯代	当事業所にて洗濯をする場合、着数にかかわらず1回あたり100円をいただきます。
制作材料費 及び行事費	介護保険の適用を受けない部分については、実費相当分の利用料全額をお支払いいただきます。
通常実施地域外 の送迎	通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり20円を実費としていただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

第1号通所事業(通所介護相当サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、毎月15日までに、サービスの提供日、前月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行しお渡し致します。

基本的にゆうちょ銀行での口座引落をお願いしています。相談のうえ口座引落が困難な方につきましては、次に記載している現金払いも可能です。

支払方法	支払要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日)に、ゆうちょ銀行指定口座より引き落としとなります。 残高不足で引落できない場合は、末日に再引き落としとなります。 申し込みお手続きにゆうちょ銀行の通帳と印鑑とが必要となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直後の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	主治医名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先1 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	()
	電話番号	
緊急連絡先2 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	()
	電話番号	

10. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び広島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の場合において、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力及び甲と他の利用者間での問題から発生した損害による場合をのぞき、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができます。
- (3) 乙は、万が一の事故の発生に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。
- (4) 甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者	管理者 須佐美 愛子
---------	------------

- (2) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について個人情報の適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と契約を交わします。

1 3. 苦情処理の概要

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情相談窓口	電 話 番 号 : 082-232-4274 苦情解決責任者 : 神垣 栄(センター長) 苦情受付担当者 : 須佐美 愛子(管理者)
--------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	広島県国民健康保険団体連合会	電話 : 082-554-0783
	広島市役所介護保険課	電話 : 082-504-2183
	西区厚生部福祉課高齢介護係	電話 : 082-295-6585

- (3) 苦情解決に客観性を確保するため、第3者委員に委嘱しています。苦情解決の結果は、必ず第三者委員に報告し、個人情報に関するものを除いて、報告書に記載し公表することになっています。

第3者委員	電話番号	090-4102-7614
	委員名	矢野 真弓

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 5. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、次のとおり必要な訓練を行っており、また消防法上必要な設備を備えております。

避難(防災)訓練 年2回以上

通報訓練 年2回以上